

■ 国土地理院の役割

国土地理院は、我が国唯一の国家地図作成機関として、測量法や地理空間情報活用推進基本法に基づき、地理空間情報の整備・更新・活用を推進することにより、誰もがいつでもどこでも地理空間情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会」の実現に向けて日々取り組んでいます。

■ 基本測量に関する長期計画

測量法に基づく「基本測量に関する長期計画」（平成26年4月9日）では、急速な技術の進展や東日本大震災の発生等、社会環境の変化に対応するため、2つの重点戦略（「地理空間情報の整備力・活用力の向上の全国レベルでの推進」及び「新産業の創生や国民の利便性向上等のための行政機関などが保有する地理空間情報の流通・活用の促進」）を掲げ、国民の安全・安心や国民生活の利便性の向上等に寄与することを目指し、以下の取組を進めています。

具体的な取組

1. 防災分野を足掛かりとして、地理空間情報の整備力・活用力向上を図る上で必要な地理空間情報の整備・提供を進めます。
2. 多様な地理空間情報が効率的に整備され、行政機関等が保有する地理空間情報が容易に流通・活用されるだけでなく、それらが円滑に利用できる環境を整備します。
3. 国内外における幅広い連携・協力を通じて、地理空間情報の整備・活用を推進します。

<<http://www.gsi.go.jp/syoukai.html>>

